

ハイライト:

- ・妻はご主人の年金制度が変わると変更手続きが必要なることがあります
- ・平成16年度より配偶者特別控除の制度が縮小されます

2004年6月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
年金の手続きにご注意を!	1
配偶者特別控除縮小の影響	2

ご挨拶

そろそろ梅雨入り宣言がきかれる頃となりました。

第18号では、国民年金の届出の確認など年金を巡る事項及び今年から適用になる配偶者特別控除縮小後の留意点につき取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



年金の手続きにご注意を!

国会では議員本人の年金加入を巡り大騒ぎになりました。これは現在の年金制度がわかりにくいことの反映かと思われませんが、皆様はいかがでしょう?

以下の場合には国民年金の届出が必要になりますのでご注意ください。

◆妻が会社を退職し、しばらくしてから再就職したケース

- < 夫 > 会社員(第2号被保険者) → 第1号被保険者 → 会社員(第2号被保険者)
< 妻 > 第3号被保険者 → 第1号被保険者 → 第3号被保険者

◆専業主婦から再就職して会社員となった。その後退職し又専業主婦となったケース

- < 夫 > 会社員(第2号被保険者) → 会社員(第2号被保険者) → 会社員(第2号被保険者)
< 妻 > 第3号被保険者 → 会社員(第2号被保険者) → 第3号被保険者

◆夫に扶養されていた妻の年収が130万円を超えたとき

- < 夫 > 会社員(第2号被保険者) → 会社員(第2号被保険者)
< 妻 > 第3号被保険者 → 第1号被保険者

*注 第1号被保険者～自営業とその扶養配偶者、学生、家事手伝いの方など

第2号被保険者～会社員、公務員の方など

第3号被保険者～第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

*注2: 学生の方は国民年金の保険料の支払いを猶予される制度(学生納付特例制度)があります。学生本人の前年所得が68万円以下の場合申し出を行えば、社会人になってから保険料を納めることができます。

その他、所得がないなど保険料を納めることが困難な場合には、申請することにより保険料を全額もしくは半額免

除される制度もあります。半額ないし全額免除を受けていた期間に関しては、10年間の範囲内で保険料を追納することができます。追納しない場合、免除期間中は全額免除で1/3、半額免除で2/3として年金の額を計算されることとなります。

なお、第3号被保険者の届出は、妻の年金手帳と被扶養者(異動)届、第3号被保険者届を夫の会社へ提出することにより行います。

第1号被保険者の届出は、お住まいの市町村役場で行います。

■平成16年度の年金情報

・平成16年度の国民基礎年金満額値は、昨年度の79万7,000円から更に下がり79万4,500円となります。

* 満額とは、20歳から60歳までの40年間ずっと年金保険料を払い続けた場合にもらえる年額です。

たとえば40年間のうち30年間しか保険料を支払っていなかった場合には、(794,500円×30年/40年)が受け取ることができる年金の金額となります。

■主な年金改正事項の今後の導入スケジュール

平成16年10月～厚生年金保険料率の引き上げ開始(現在の135.8/1000が段階的に引き上げられ、最終的に平成29年9月以降183/1000となります)

平成17年4月～国民年金保険料の引き上げ開始(現在の13,300円が段階的に引き上げられ、最終的に平成29年度以降16,900円となります)、育児休業中の保険料免除期間を1年から3年に延長、60歳代前半の在職老齢年金の一律2割カットを廃止、第3号被保険者の届出漏れの救済措置を開始

平成19年4月～70歳以上の人の在職老齢年金制度を導入(但し保険料の支払いは伴いません)、子供がいない30歳未満の寡婦遺族年金の期間を5年間に制限、離婚時の分割制度を導入

* 注: 下線が引かれている事項は負担がアップするものです。

ホームページもご覧下さい

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市浦和区

岸町7-9-19

電話 048 (834) 1598

Fax 048 (834) 1594

Email nakamura-

cpa@jcom.home.ne.jp

配偶者特別控除縮小の影響

配偶者特別控除の縮小は今年の所得税より適用となります。

まず、配偶者特別控除とは、合計所得金額が1,000万円以下の納税者が生計を一にする配偶者を有している場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて一定の金額を所得から控除する制度です。

今回の改正の影響を受けるのは

- ①夫の所得が1,000万円以下 &
- ②妻の所得が38万円(給与収入で103万円)以下

の世帯となります。

従来から配偶者控除制度の適用がなかった、妻の給与収入103万円超の世帯及び夫自身の所得が1,000万円を超えている世帯では影響はありません。

妻の所得が0~38万円まででは、配偶者控除を一律38万円受けることになり、38万円超76万円未満では妻の所得金額の多寡に応じて、38万円から3万円までの配偶者特別控除を受けることとなります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

